

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月16日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 澤 真理子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 1日 午前 9時00分から 令和 8年 7月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月15日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月29日 午前10時00分 場 所 千葉地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月16日 午前 9時00分から 令和 8年 7月21日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 6月16日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番5
地 目 山林
地 積 868平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分148分の1
- 2 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番7
地 目 公衆用道路
地 積 1699平方メートル
共有者 A 持分38分の1
- 3 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番11
地 目 山林
地 積 908平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路
共有者 A 持分96893分の142
共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142

物 件 目 録

4 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番12

地 目 山林

地 積 2.63平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分96893分の142

共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142

5 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番13

地 目 宅地

地 積 164.98平方メートル

所有者 A

6 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番46

地 目 公園

地 積 277平方メートル

共有者 A 持分38分の1

7 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番53

物 件 目 録

地 目 雑種地
地 積 3.33平方メートル
共有者 A 持分38分の1

8 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番54
地 目 雑種地
地 積 3.30平方メートル
共有者 A 持分38分の1

9 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番55
地 目 雑種地
地 積 0.75平方メートル
共有者 A 持分38分の1

10 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野242番地13
家屋 番号 242番13
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 55.89平方メートル
2階 39.74平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約66.89平方メートル

物 件 目 録

2階 39.74平方メートル

所有者 A

物件明細書

令和 8年 2月10日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹内 信俊

1 不動産の表示

【物件番号1～10】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～10】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号10】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号6】

本件土地は共有持分についての売却であり、公園として利用されている。

【物件番号7、8】

本件土地は共有持分についての売却であり、ゴミ置場として利用されている。

【物件番号9】

本件土地は共有持分についての売却であり、消火栓用地として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番5

地 目 山林

地 積 868平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分148分の1

2 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番7

地 目 公衆用道路

地 積 1699平方メートル

共有者 A 持分38分の1

3 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番11

地 目 山林

地 積 908平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分96893分の142

共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142



物 件 目 録

4 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番12

地 目 山林

地 積 2.63平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分96893分の142

共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142

5 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番13

地 目 宅地

地 積 164.98平方メートル

所有者 A

6 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番46

地 目 公園

地 積 277平方メートル

共有者 A 持分38分の1

7 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番53



物 件 目 録

地 目 雑種地
地 積 3.33平方メートル
共有者 A 持分38分の1

8 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番54
地 目 雑種地
地 積 3.30平方メートル
共有者 A 持分38分の1

9 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番55
地 目 雑種地
地 積 0.75平方メートル
共有者 A 持分38分の1

10 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野242番地13
家屋 番号 242番13
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 55.89平方メートル
2階 39.74平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約66.89平方メートル



物 件 目 録

2階 39.74平方メートル

所有者 A



令和7年(ケ)第378号
令和7年12月5日受理
令和8年1月22日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 田中 劍吾

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番5
地 目 山林
地 積 868平方メートル

共有者 A 持分148分の1

2 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番7
地 目 公衆用道路
地 積 1699平方メートル

共有者 A 持分38分の1

3 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番11
地 目 山林
地 積 908平方メートル

共有者 A 持分96893分の142

共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142

4 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番12
地 目 山林
地 積 2.63平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分96893分の142

共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142

5 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番13
地 目 宅地
地 積 164.98平方メートル

所有者 A

6 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番46
地 目 公園
地 積 277平方メートル

共有者 A 持分38分の1

7 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番53
地 目 雑種地
地 積 3.33平方メートル

共有者 A 持分38分の1

8 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番54
地 目 雑種地



物 件 目 録

地 積 3.30平方メートル

共有者 A 持分38分の1

9 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番55

地 目 雑種地

地 積 0.75平方メートル

共有者 A 持分38分の1

10 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野242番地13

家屋 番号 242番13

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 55.89平方メートル

2階 39.74平方メートル

所有者 A



その他の事項

■物件1乃至4について

- 1 物件1乃至4土地は、いずれも私道敷地として公共の通行の用に供されている(写真②参照)。物件4土地は隅切り部分である。なお、物件1土地は、現況、赤道と一体化しているものと推定する。
- 2 評価人の調査によると、物件2及び3土地の一部は市道に認定されているとのことである。

■物件5(本敷地)について

- 1 物件10(本建物)の敷地等として利用されており、北西側に駐車スペースがある(写真①参照)。北東側が現況幅員約5メートルの私道(物件3)に、南東側が有効幅員約5.8メートルの私道(物件2)に、各々接する。本敷地内は高低差があり、敷地部分が駐車スペースより約0.8メートル高く、階段が設置されている。
- 2 本敷地と各隣接地とは土留めブロックやフェンス等により仕切られており、北端接道部分及び南端接道部分には境界標が設置されている。これらの構築物等を地積測量図と照合することにより、本敷地の範囲を認識することができる。
- 3 本敷地内に簡易物置(動産)が置かれている。

■物件6について

公園(児童遊園)として公共の用に供されており(写真③参照)、劣化した遊具類(滑り台等)や木製ベンチ、砂場等が設置されている。公園内にホース格納庫、簡易物置(動産)2個が置かれている。

■物件7乃至9について

- 1 物件7及び8は、ゴミ集積所として共有者らの利用に供されている(写真④⑤参照)。物件7のゴミ集積所の一部は使用されていない可能性がある。
- 2 物件9は、消火栓用地である(写真⑥参照)。

■物件10(本建物)について

- 1 本建物内には、通常の生活に使用する家財道具、電化製品、生活雑貨類が存在し、居住者によって現に居宅として使用されている(写真⑥⑦参照)。和室1及び洋室1に大量の衣類等が置かれている。
- 2 1階南西側にサンルームが2箇所(約6㎡、約5㎡)存在する(写真⑧及び間取図参照)。これらのサンルームは約20年前に増築されたとのことであるが、法務局備え付けの建物図面(各階平面図)には反映されていないため、未登記の増築部分と判断した。
- 3 天井・内壁・床に経年相応の劣化(細かい傷や変色等)及び汚損した箇所があることに加え、以下の損傷等も見られた。
 - ・洗面所の床(床下収納の蓋)が歩くと沈む。
 - ・2階階段前の廊下の内壁クロスにひび割れた箇所がある(写真⑨参照)。
 - ・2階トイレのドアと洋室1・2の入口ドアの開閉に難がある。なお、2階の複数の箇所で床に置いたビー玉が南西方向に転がった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

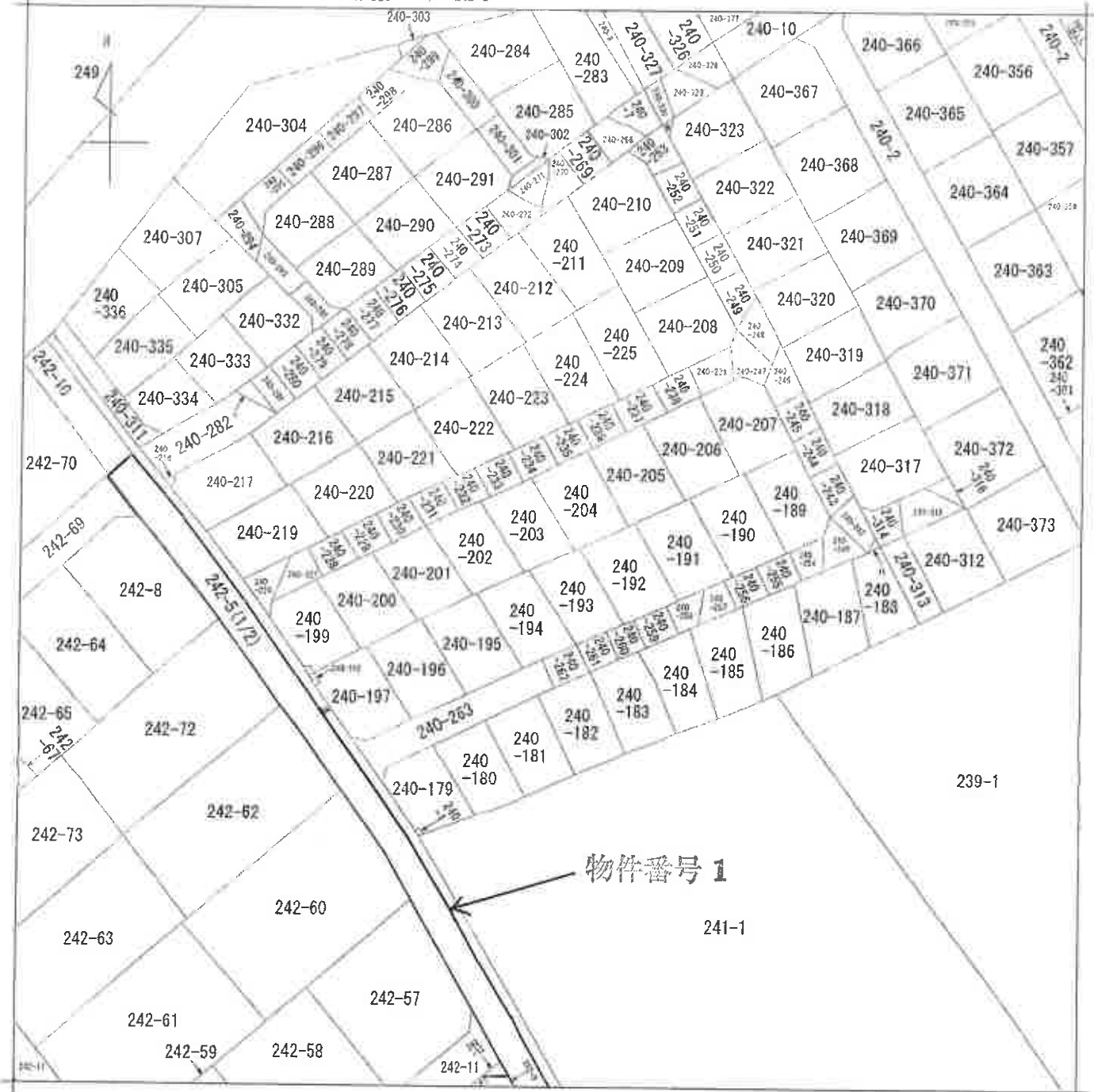
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者A	<p>本建物には、私と妻の二人が住んでいます。 立入調査は、年明けにお願いします。 (令和7年12月12日に電話聴取)</p> <p>競売の対象になっている道路(物件1乃至4)や公園(物件6)、ゴミ置場等(物件7乃至9)の使用管理について、共有者間で特に取り決めはありません。管理費等の負担もありません。 (令和8年1月20日に電話聴取)</p>
■Aの妻	<p>1階のサンルーム2箇所は、20年くらい前に増築しました。 キッチンのシンクからはお湯が出ません。備え付けのIHコンロ(IHクッキングヒーター)が故障したため、別のIHコンロをその上に置いて使っています。 本建物内で3年前まで小型犬を飼っていました。 2階の各ドアが開閉の際に引っ掛かるのは温度や湿度が影響しているからだと思います。 本敷地の境界線について、近隣との間でトラブルはありません。 (令和8年1月14日に面談聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

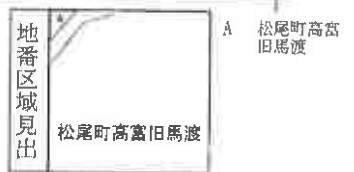
(6 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月12日(金) 9:15-9:22	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影
7年12月15日(月) : - :	千葉地方裁判所 執行官室	債務者兼所有者Aの住所宛てに連絡依頼書発送
7年12月24日(水) 10:00-10:05	同上	Aより本建物の占有状況を電話聴取、同人と立入調査日の打ち合わせ
8年1月14日(水) 13:30-14:55	物件所在地	Aの妻が立会いのうえ評価人とともに立入調査、占有状況等確認、室内等写真撮影
8年1月20日(火) 17:30-17:32	千葉地方裁判所 執行官室	Aに対し物件1乃至4・6乃至9の管理について電話聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A3判をA4判に縮小

請求部	所在	山武市松尾町高富旧馬渡字下野			地番	242番5		
出力縮尺	不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局東金出張所管轄)

令和7年9月26日

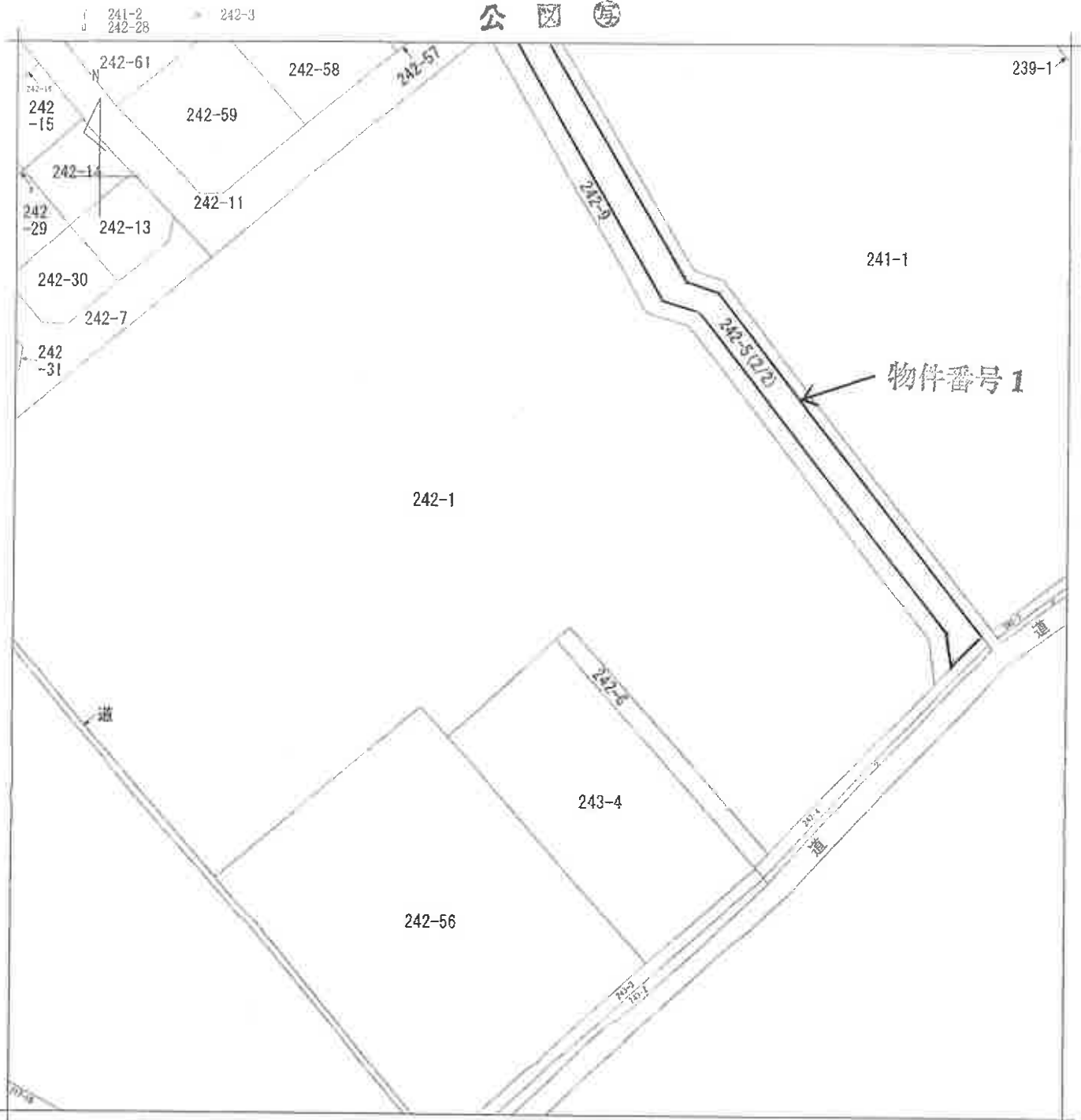
東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：25-1

(1/2)

(8 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

松尾町高富旧馬渡

A 松尾町高富旧馬渡

A3判をA4判に縮小

請求部	所在	山武市松尾町高富旧馬渡字下野				地番	242番5		
出縮	縮尺不明	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局東金出張所管轄)

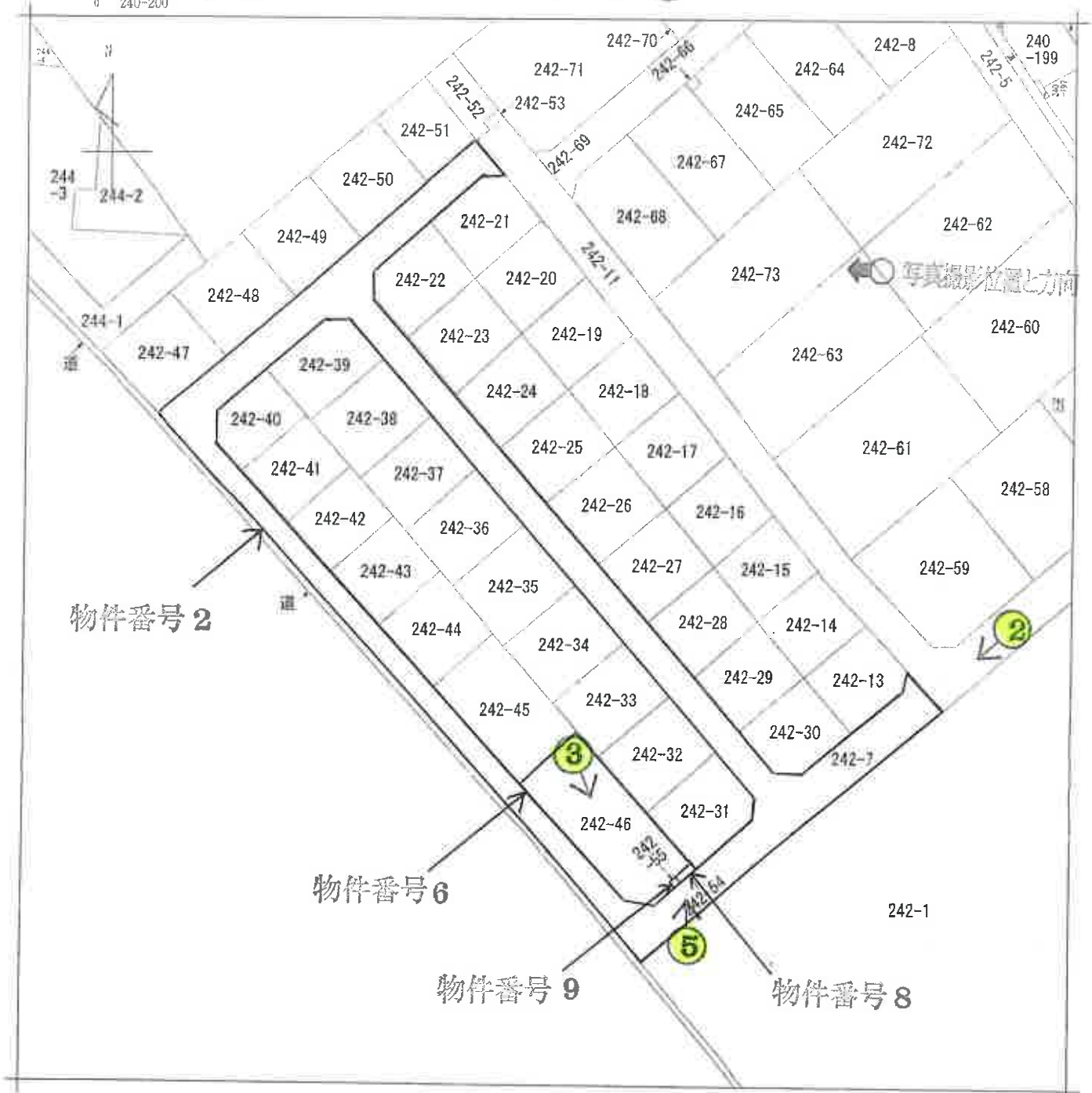
令和7年9月26日

東京法務局中野出張所

請求番号：25-1

登記官





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A3判をA4判に縮小



請求部	所在	山武市松尾町高富旧馬渡字下野			地番	242番7		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方務局東金出張所管轄)

令和7年9月26日

東京法務局中野出張所

請求番号：30-1

登記官

(1/1)

(10 枚目)

240-28 240-222
240-21 240-234

公 図 簿



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
松尾町高富旧馬渡

A3判をA4判に縮小

請求部	所在	山武市松尾町高富旧馬渡字下野			地番	242番11		
出力縮尺	他尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局東金出張所管轄)
令和7年9月26日
東京法務局中野出張所
登記官

請求番号：25-2
(1/1)

(11 枚目)



登記年月日：昭和62年5月20日

181317

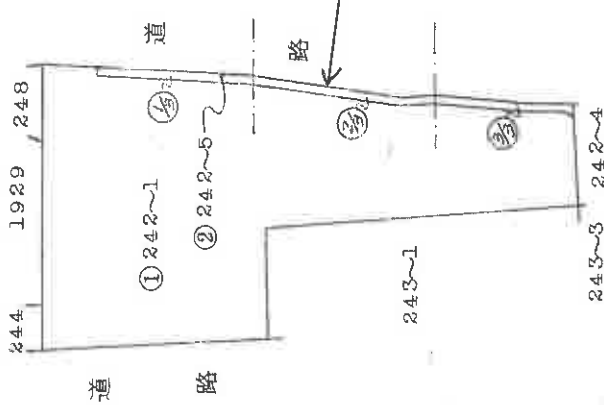
地番 24225

土地所在図 62.5.20

土地の所在 山武郡松尾町高富旧馬渡字下野



高富旧小借毛



求積

- ① 292.4344535
- ② 327.516666
- ③ 248.5154595
- 計 868.466579

① 14503.14 -- ② = 13634.673421

(目録添付)

(日加納)

作製者

申請人

年 5月20日(作製)

縮尺 1/2500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

(1/4)

請求番号 25-3

A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和62年5月20日

181318

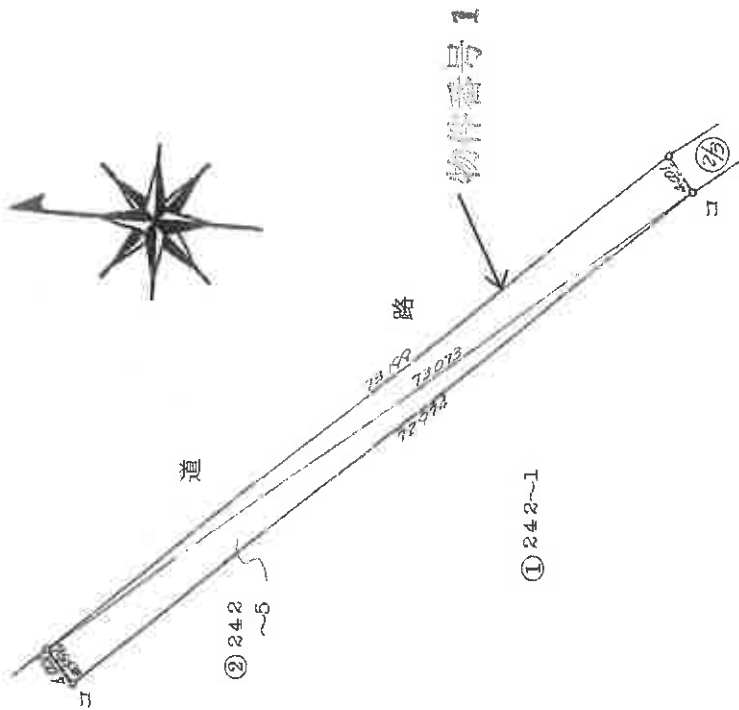
地番 242~5

地積測図 62.5.20 (1/3)

土地の所在 山形県尾町高富旧馬渡字下野

求積

$75.073 \times 3.996 = 291.999708$
 $75.199 \times 4.001 = 292.869199$
 計 584.868907
 1/2 292.4344535



境界線の表示
---コンクリート境界線

作製者

年 5 月 20 日 (作製)

申請人

縮尺 1/500

(千葉県地家図測審士会用紙)

登記年月日：昭和62年5月20日

181319

1枚目と同様

地番 242~5

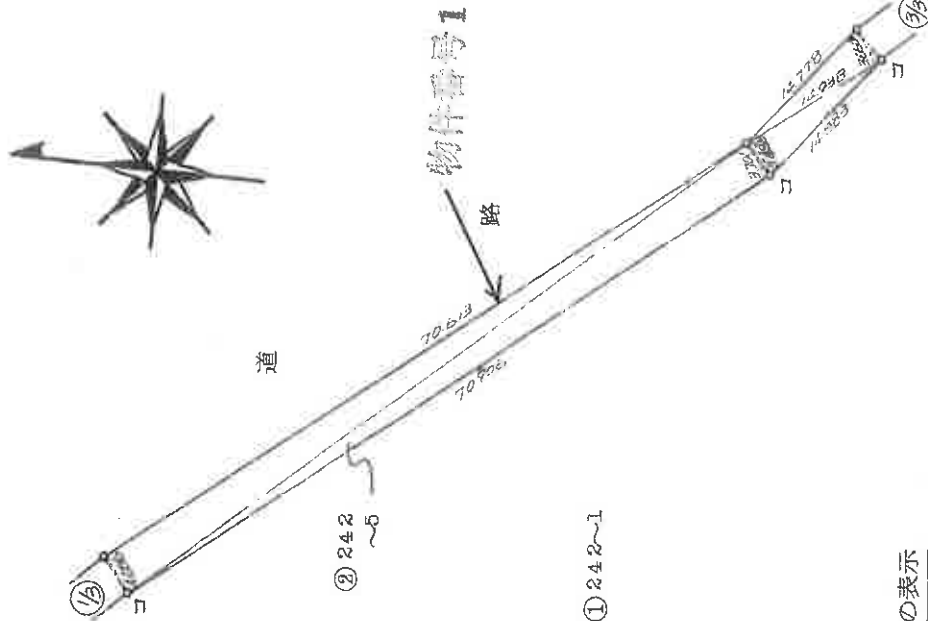
地積測量図

62-5-20

(2/3)

土地の所在 山形県尾町高富旧馬渡字下野

求積	70.613 × 4.006 =	282.875678
	70.906 × 3.701 =	262.423106
	14.938 × 3.686 =	55.061468
	14.938 × 3.660 =	54.673080
	計	655.033332
	1/2	327.516666



境界線の表示
コ...コンクリート境界標

作製者

申請人

縮尺 1/500

昭和62年 5月20日(複製)

(千葉土地家屋調査士会印紙)

登記年月日：平成3年10月16日

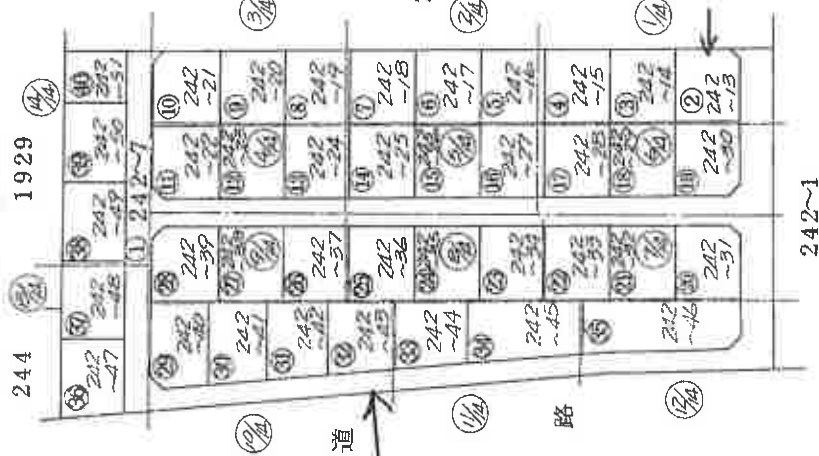
181332

地番 242-13をいし
242-51

土地の所在 土地：所在 区 3.0.16
高富旧小借毛 高富旧馬渡字下野



高富旧小借毛
1929



求積

① 8264.5314645 - (②をいし④) = 1699.9554145

物件番号 2

242-11

物件番号 5

242-1

(日割建10)

(日加新)

作製者

申請人

縮尺 1/1000

平成 3 年 10 月 16 日 作製

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

A5判をA4判に縮小

(1/15)

請求番号 25-4

これは図面に記録されている内容を証明した数面である。

(千葉県方法務局(東金出張所)管轄)

令和 7 年 9 月 26 日

東京法務局 中野出張所

登記官

181333

地積測量図 3,10,16 1/4

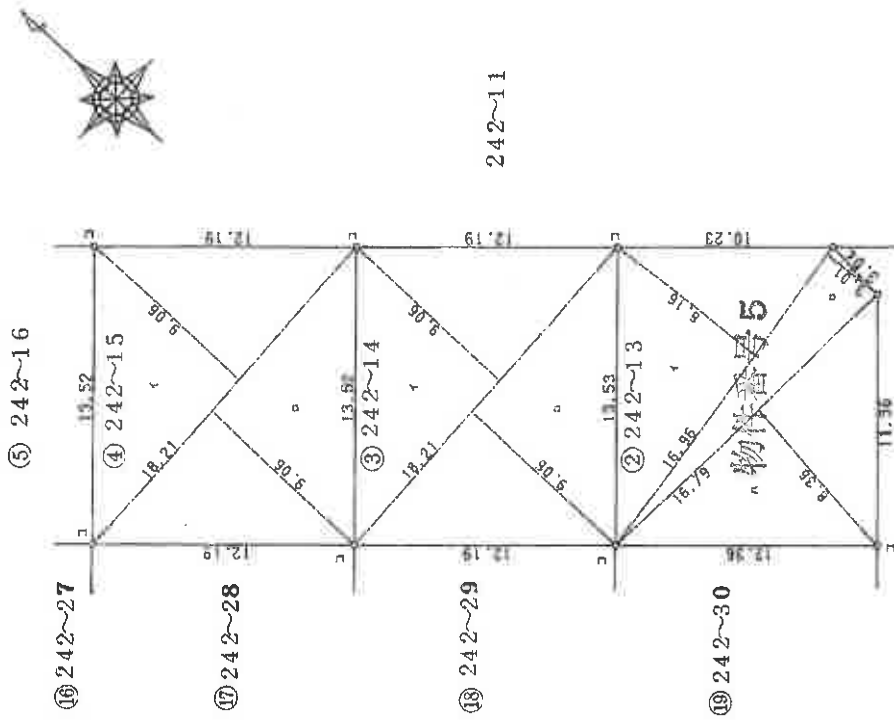
地番 242-1
土地の所在 山形県山形市山形区高宮旧馬渡字下野

三斜求積表

地番 符号	底辺	高さ	積
イ	16.96	8.16	138.3936
ロ	16.96	3.01	51.0496
ハ	16.79	8.36	140.3644
		合計	329.8076
		面積	164.9038

地番 符号	底辺	高さ	積
イ	18.21	9.06	164.9826
ロ	18.21	9.06	164.9826
		合計	329.9652
		面積	164.9826

地番 符号	底辺	高さ	積
イ	18.21	9.06	164.9826
ロ	18.21	9.06	164.9826
		合計	329.9652
		面積	164.9826



境界線の表示
コンクリート敷

作製者	申請人	縮尺	250

(平成3年10月16日作製)

(千葉県地家屋調査士会用品)

登記年月日：平成5年9月8日

181347

地番 242-52.242-53

地積測量図 5.9.8

土地の所在 山形県 山形市 山形市 高富旧馬渡字下野

物件番号 7

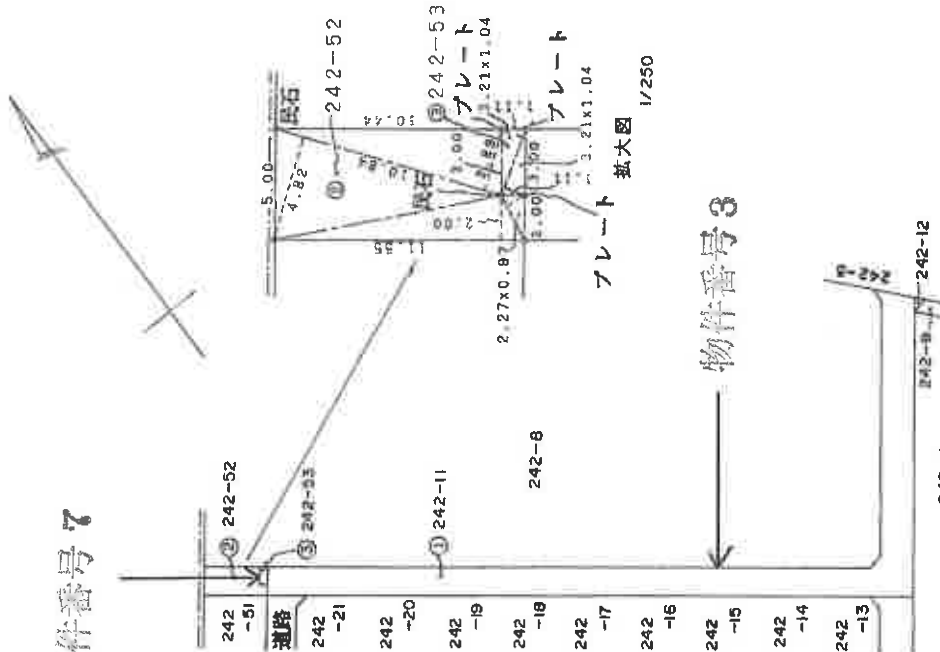
求積表

地番 地符	② 242-52	③ 242-53	高さ	倍面積
	10.84	2.89		31.327600
	10.84	4.82		52.248800
	11.55	2.00		23.190000
	2.27	0.97		2.201900
			合計	108.878300
			面積	54.4391500
			地積	54.43 m ²

地番 地符	② 242-53	高さ	倍面積	
	3.21	1.04	3.338400	
	3.21	1.04	3.338400	
			合計	6.676800
			面積	3.3384000
			地積	3.33 m ²

合計面積 57.7775500 m²

地番	① 242-11	地積
公簿	合計面積	908.524500
998.30	57.7775500	968.52 m ²



物件番号 3

作製者

申請人

縮尺 1/1000
1/250

(千葉土地家屋調査士会印)

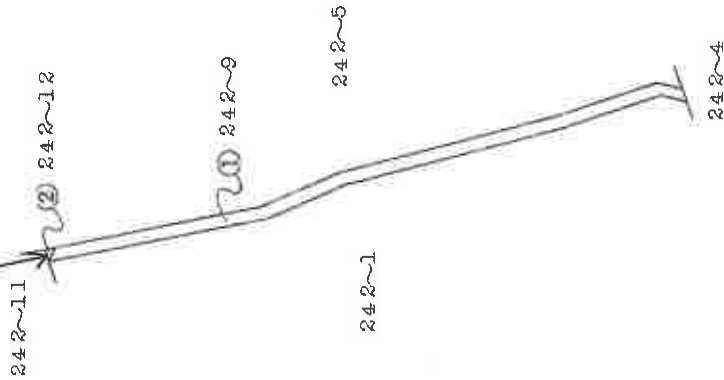
登記年月日：平成2年2月17日

181330

地番	242-129
土地の所在	山崎市 山崎町尾町高富旧馬渡字下野

土地所在図 2.2.1)

物件番号 4



求積

$$\textcircled{1} 306.256534 = \textcircled{2} = 303.622784$$

(山崎通10)

(日加納)

作製者

2年 2月 1.6日作製

申請人

縮尺 1/1000

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号 25-6

(1/2)

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(土地方法務局(東京出張所)管轄)

令和7年9月20日

東京法務局中野出張所

調査員

登記年月日：平成2年2月17日

181331

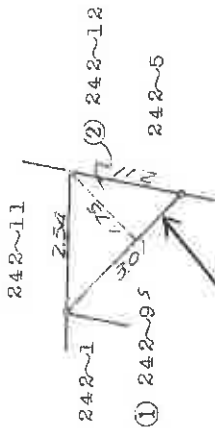
地番	242~12
土地の所在	高富旧馬渡字下野

地積測：量

2.2.17

求積

$$\begin{array}{r} ② \quad 3.01 \times 1.75 = 5.2675 \\ \quad \quad \quad \frac{1}{4} \quad \underline{\quad \quad} \\ \quad \quad \quad \quad \quad 2.63375 \end{array}$$



物件番号 4

境界線の表示
 ○・・・コンクリート境界線

製作者	申請人	縮尺	1/100

(平成 2 年 2 月 16 日作製)

(千葉土地家屋調査士会印紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方自治務局兼金出事務所発給)

令和 7 年 9 月 26 日

東京事務所 出張所

登記証

(20 枚目)

登記年月日：平成6年7月20日

181348

地番 242-54, 242-55
山形県尾高町馬渡字下野

地積測量図 6.7.20

土地の所在

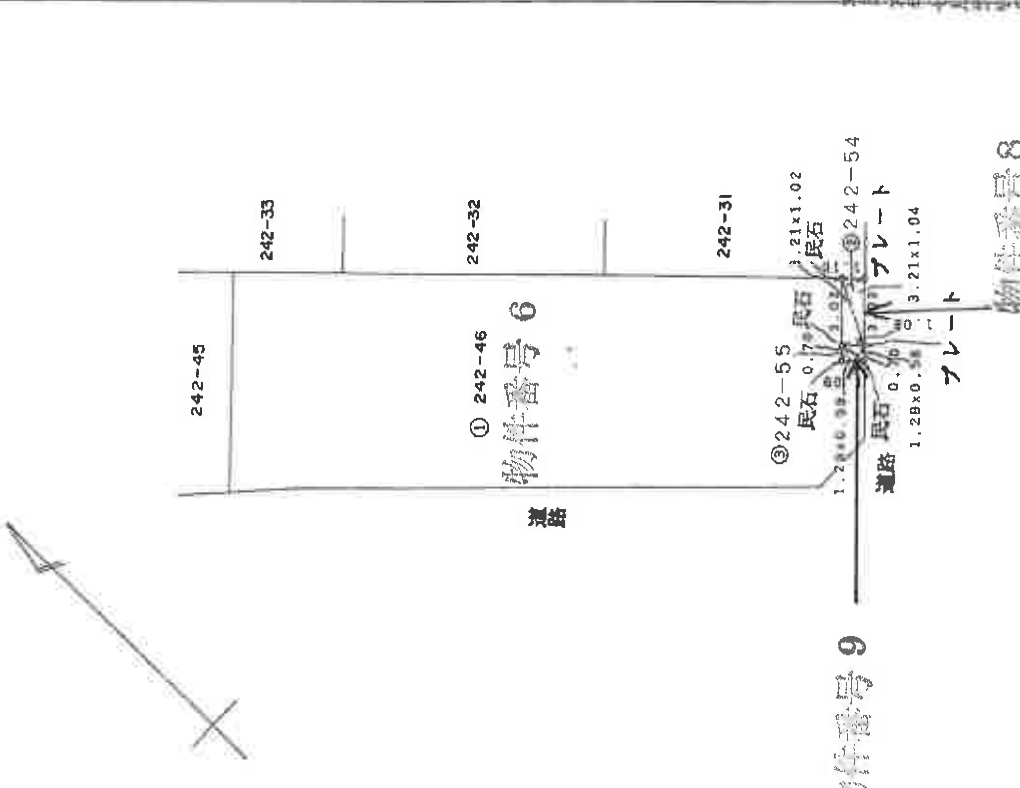
求積表

地番	底辺	高さ	倍面積
② 242-54	3.21	1.02	3.274200
	3.21	1.04	3.338400
	合計		6.612600
	面積		3.3063000
	地積		3.30 m ²

地番	底辺	高さ	倍面積
③ 242-55	1.29	0.59	0.761100
	1.29	0.58	0.748200
	合計		1.509300
	面積		0.7546500
	地積		0.75 m ²

合計面積 4.0609500 m²

地番	① 242-46	合計面積	検測
281.19	4.0609500	277.3290500	277.32 m ²



作製者	申請人	縮尺 1/250
		(平成6年7月14日作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (千葉県地方法務局東金出張所登録)
 令和7年9月26日 東京法務局中野出張所 登記官

登記年月日：平成27年4月12日

各階平面図 58798

242-13

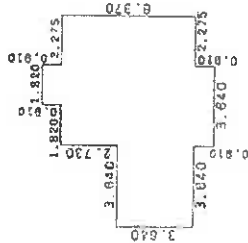
家屋番号 242-13

建築物の所在

山梨県北都賀郡尾高町高富旧馬渡字下野242番地13

建築物平面図 NO.24

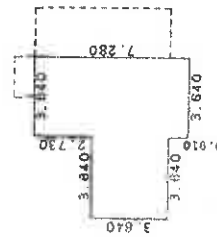
1階



求積表

床面積 55.89 m²

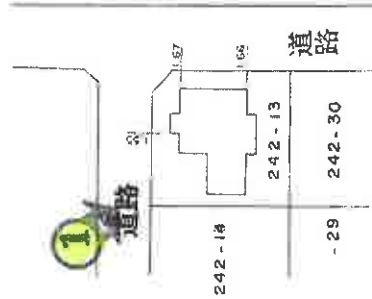
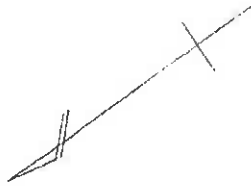
2階



求積表

床面積 39.74 m²

写真撮影位置と方向



作製者

平成27年4月3日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(千葉県土地家屋調査士会印紙)

1階



2階



写真撮影位置と方向

間取図



①



②

物件 10

物件 2

物件 3



③

物件 6



④

物件 7



⑤

物件 9

物件 8



⑥

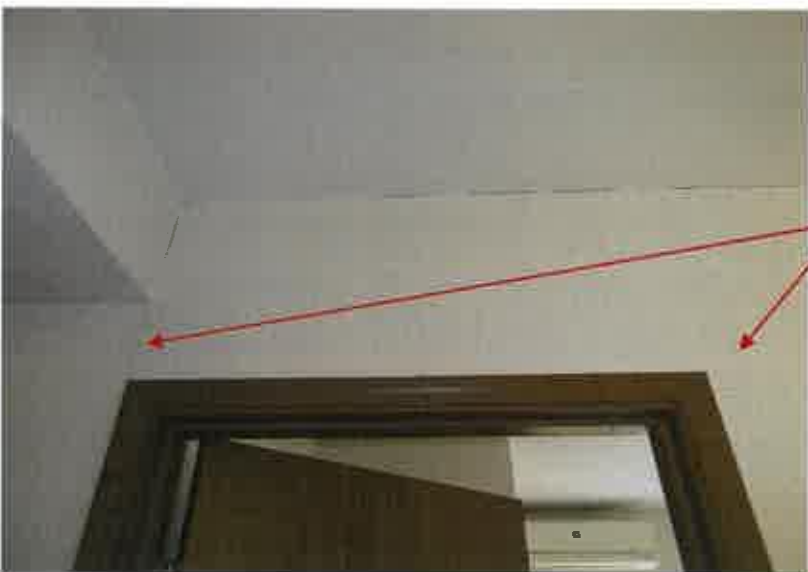


⑦



⑧

未登記増築部分
(サンルーム)



⑨

内壁クロスのはび
割れ

令和7年(ケ)第378号

令和8年 1月14日 現地調査

令和8年 1月15日 評価

第令7-山武-3号 発行番号

令和8年 1月19日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

村上 宗丈

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 6 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 2 0, 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 4 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 5 (土地)	金 6 2 0, 0 0 0 円
物件 6 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 7 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 8 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 9 (土地)	金 1 0, 0 0 0 円
物件 1 0 (建物)	金 9 8 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 ～ 1 0 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 5 の内訳価格は物件 1 0 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 1 0 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	物件目録記載のとおり。		地目 公衆用道路
2	物件目録記載のとおり。		
3	物件目録記載のとおり。		地目 公衆用道路
4	物件目録記載のとおり。		地目 公衆用道路
5	物件目録記載のとおり。		

6	物件目録記載のとおり。	
7	物件目録記載のとおり。	
8	物件目録記載のとおり。	
9	物件目録記載のとおり。	
10	物件目録記載のとおり。	未実施（住居表示未実施区域） 床面積 1階 約66.89㎡ 2階 39.74㎡
番号	特記事項	
10	家屋内にて、犬の飼育歴ありとのことであった。 増築部分（サンルーム）2箇所（約6㎡，約5㎡，いずれも約20年前増築）あり。	
1～ 10	土地・建物特記事項欄等を御参照下さい。	

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番5
地 目 山林
地 積 868平方メートル
共有者 A 持分148分の1

2 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番7
地 目 公衆用道路
地 積 1699平方メートル
共有者 A 持分38分の1

3 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番11
地 目 山林
地 積 908平方メートル
共有者 A 持分96893分の142

共有者 A持分のうち甲区6番持分96893分の142

4 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番12
地 目 山林
地 積 2.63平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分 96893 分の 142

共有者 A持分のうち甲区6番持分 96893 分の 142

5 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番13
地 目 宅地
地 積 164.98平方メートル

所有者 A

6 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番46
地 目 公園
地 積 277平方メートル

共有者 A 持分 38 分の 1

7 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番53
地 目 雑種地
地 積 3.33平方メートル

共有者 A 持分 38 分の 1

8 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野
地 番 242番54
地 目 雑種地



物 件 目 録

地 積 3.30平方メートル

共有者 A 持分38分の1

9 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野

地 番 242番55

地 目 雑種地

地 積 0.75平方メートル

共有者 A 持分38分の1

10 所 在 山武市松尾町高富旧馬渡字下野242番地13

家屋 番号 242番13

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 55.89平方メートル
2階 39.74平方メートル

所有者 A



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～9）

位置・交通	JR総武本線「松尾」駅の南方・道路距離約2.7km	
付近の状況	対象不動産の存在する地域は、周囲に工場（稼働していない可能性あり）、鶏舎（風向きにより臭いがする）、山林、ソーラーパネル設置用地等が見られる中規模開発住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他規制	非線引都市計画区域（平成13年5月11日編入） 用途無指定地域 指定60% 指定200% 防火・準防火地域指定なし、建築基準法第22・23条 日影規制なし、高度地区なし、山武市景観計画 盛土規制法の宅地造成等工事規制区域
画地条件	物件5 形状（東側隅が欠けた略長方形）、地勢（平坦地） 接道方位（北東側、南東側）、北東側間口（約10m）、奥行（約13m） 地積164.98㎡（登記と同じ）	
接面道路の状況	北東側私道（物件3）、現況幅員（約5m）、連続性（普通）、舗装（あり） 歩道（なし）、側溝（あり）、高低差（道路に対し、略等高～約0.8m高い）	
	南東側私道（物件2）、有効幅員（約5.8m）、連続性（普通）、舗装（あり）、歩道（なし）、側溝（あり）、高低差（道路に対し、約0.8m高い）	
	建築基準法上の種類	北東側私道・・・建築基準法第42条1項3号 南東側私道・・・建築基準法第42条1項3号 千葉県山武土木事務所建築宅地課による御回答
	セットバック	不要
	再建築の可否	可
土地の利用状況等	物件5は後記記載物件10建物の敷地（約0.8m高い）に供されている宅地である。物件5の北側隅で私道寄り駐車スペース（略等高）となっている。物件5の北西側（略等高）及び南西側（略等高）は一般住宅地である。南東側私道の反対側は砂利敷きの作業所である。 物件1・2・3・4は舗装公衆用道路（物件1は赤道と一体となって有効幅員約5～6m、物件2は幅員約5m・6m、物件3は幅員約5m・6m、物件4は隅切部分）に供されている。いずれも私道（建築基準法42条1項3号）が大半を占めるが、物件2・3のうち以下の宅地（242番47乃至2	

	<p>4 2 番 5 2) に面する部分は市道 (太平 2 3 1 号線, 幅員 5 m, 建築基準法 4 2 条 1 項 1 号道路) に認定されている。</p> <p>物件 6 は団地内の公園 (スチール製の簡易な物置 2 個, 滑り台等の遊具類, 経年劣化が著しい木製ベンチ 2 個, ホース格納庫あり, 後記土地特記事項欄 1 御参照) である。物件 7 はゴミ集積所 (一部は利用されていない可能性あり) である。物件 8 はゴミ集積所, 物件 9 は消火栓用地である。</p>
<p>供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に, 引き込みが有る場合を「あり」, 無い場合を「なし」とした。)</p>	<p>上水道 あり (後記土地特記事項欄 2 を御参照下さい)</p> <p>ガス配管 なし (後記土地特記事項欄 3 を御参照下さい)</p> <p>下水道 (農業集落排水) なし (後記土地特記事項欄 4 を御参照下さい)</p>
<p>土 壌 汚 染 等</p>	<p>1 山武市歴史民俗資料館 (教育委員会) に対する聴取によれば, 周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない旨, 文化財保護法第 9 3 条による土木工事等の届出は不要である旨の回答を得た。</p> <p>2 土壌汚染については, 地歴調査, 地図調査 (1 9 9 4 年 8 月発行ゼンリン住宅地図), 国土地理院航空写真 (1 9 6 1 ~ 1 9 6 9 年, 1 9 7 4 ~ 1 9 7 8 年, 1 9 7 9 ~ 1 9 8 3 年), 現地調査を行ったが, 価格形成に影響がないものと判断した。</p> <p>3 物件 5 については, 目視の限界はあるものの, 現存建物 (物件 1 0) に係る以外, 土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推察される。</p>
<p>特 記 事 項</p>	<p>1 宅地開発事業の基準に関する条例 確認番号: 山土指令第 2 2 号の 2 1 年月日: 平成 2 年 9 月 1 4 日 検査済み: 山土検第 1 8 号の 1 年月日: 平成 3 年 4 月 1 0 日 土地利用計画図等の詳細は不明である。</p> <p>物件 6 の過去の登記地目は山林 (過去の航空写真及び住宅地図からも山林であったことがうかがわれる) であったが, 平成 6 年 1 0 月 7 日に地目変更登記がなされ, その後, 現在に至るまで登記地目は公園 (現況地目も公園) となっている。検査済み (平成 3 年 4 月) があり, その後 (平成 6 年 1 0 月) に登記地目が山林から公園に変更されている。物件 6 の土地利用計画図等の詳細は不明であるが, 開発完了時の用途のまま現在に至っているものと推測される。千葉県山武土木事務所建築宅地課によれば, 用途変更 (例えば住宅地) の可否は開発面積・開発条件・緑地計画の有無 (緑地化率を含む) 等により判断されるもの</p>

の、一般的には用途変更は好ましくないとのことであった。

よって、保守的な観点から物件6は住宅地への転用利用の可能性が低く、現況の公園のままの利用が継続するものとして評価する。

2 山武郡市広域水道企業団によれば、北東側私道及び南東側私道に山武郡市広域水道企業団水道本管50mm及び75mmの埋設あり、北東側から宅地内引込管20mm、メーター13mmとのことであった。

3 隣接開発団地内に集中プロパン庫（242番10付近）が存在する。物件5が存在する開発区域に集中プロパンガスが敷設され、物件5内に引き込まれているかは不明である。

4 山武市農政課に対する聴取によれば、北東側私道に山武市農業集落排水（汚水等）本管150mmの埋設あり、宅地内引込管なし（宅内桝はなく、分担金の支払いもされていない）とのことであった。

現況は浄化槽使用であることを現地で確認した。

山武市農政課及び千葉県山武土木事務所建築宅地課に対する聴取によれば、前面道路に農業集落排水本管が布設済みであるが宅地内引込がない場合、浄化槽からあえて農業集落排水への切り替えは任意であること、任意に切り替えする場合には、市への分担金（太平地区）250,000円の納入と別途工事代金等がかかるとのことであった。

5 山武市航空機騒音対策空調機器設置事業補助金申請制度あり。

詳細につきましては、補助金を受けられるか否かも含めて山武市空港地域振興課にお問い合わせください。

6 物件5の西側隅付近に、スチール製の簡易な物置（動産）1個が存在する。

2 建物の概況及び利用状況等（物件10）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成6年12月21日新築，平成18年頃増築 約31年（既存部分），約20年（増築部分） 約0年（既存部分），約10年（増築部分）
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 スレートぶき モルタル等 クロス，ボード等 敷目板，クロス，ボード等 畳，フローリング等 電気，上水道，（散水用）井戸（とのこと），浄化槽等 オール電化仕様（IHクッキングヒーター，ヒートポンプ給湯機）
床面積（現況）	床面積 1階55.89㎡+約6㎡【増築部分*】+約5㎡【増築部分*】 2階39.74㎡ 延べ面積約106.63㎡ *増築部分については建物特記事項欄3御参照	
現況用途等	現況用途 間取り	居宅 4LD+K+サンルーム（増築部分）×2（別添間取図参照）
品 等	優る	
保守管理の状態	劣る（1階Kのシンクの湯が出ないとのことであった。また，Kの備付けのIHクッキングヒーターが故障しているため後付けのIHクッキングヒーターを設置しているとのことであった。1階洗面所の床下収納の蓋が撓む。2階の階段付近の内壁クロスにひび割れが見られた。2階のトイレ及び洋室1・2の各ドアの開閉に難あり。建物の傾きを疑い，2階でビー玉による簡易な建物傾き調査を行ったが，比較的顕著な転がり方を示した。1階Dの出窓付近の外壁にクラックが見られた。外壁に黒ズミ等の汚れが見られ，外壁の目地のコーキングに劣化が見られたが，いずれも経年減価相当内の減耗と判断した。和室1及び洋室1に大量の衣類等が置かれており，床等の一部の状況の確認が出来なかった。建物外部にハチの巣の跡が複数見られた。）	

建物の利用状況	<p>物件 2 建物所有者兼債務者が，居宅として使用・占有している。</p> <p>詳細は，現況調査報告書を御参照下さい。</p> <p>家屋内にて，犬の飼育歴ありとのことであった。</p>
特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築時は都市計画区域外（6条指定なし）で，建築確認は必要なかった旨の回答を千葉県山武土木事務所建築宅地課から得た。現在は必要である。 2 建築時期・使用資材等からアスベスト使用が疑われるが，通常使用上，問題はない。但し，建物取り壊し時に特段の対策が必要となるものと思われる。 3 千葉地方法務局東金出張所に対する聴取によれば，四隅等のみを支柱で固定したサンルームの場合，支柱部分にコンクリート基礎が存在し固着していても，全体として見た場合，建物の認定要件である「定着性」としては弱く登記が出来ない可能性があるとのことであった。 <p>よって，一旦サンルーム 2 箇所を不動産として認定し増築として取り扱った上で，市場性修正にて建物認定されなかった場合のリスクを織り込んで減価修正するものとする。</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～9（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積×持分 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,100	0.05	868× 1/148	—	3,000
2	10,100	0.05	1699 ×1/38	—	23,000
3	10,100	0.05	908× 142/96893	—	1,000
4	10,100	0.05	2.63× 142/96893	—	1,000 (最低金額)
5	10,100	1.02	164.98	0.8	1,360,000
6	10,100	0.2	277 ×1/38	—	15,000
7	10,100	0.1	3.33 ×1/38	—	1,000 (最低金額)
8	10,100	0.1	3.30 ×1/38	—	1,000 (最低金額)
9	10,100	0.1	0.75 ×1/38	—	1,000 (最低金額)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（山武（県）－12）

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 9,600 \text{ 円/㎡} & \times & 100.0/100 & \times & 100/100 & \times & 100/95 & = & 10,100 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的±0%

◇地域格差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。*工場・鶏舎・ソーラーパネル設置用地が近接地区に存在すること及び成田空港離発着の航空機の飛来音による騒音は地域の特性として考量した。

イ 個別格差：物件５・・・方位＋５％，角地＋２％，付近の状況（作業所）－５％
($105\% \times 102\% \times 95\%$) = 102%

物件１～４・・・公衆用道路（建築基準法上の道路）減価－９５％

物件６・・・公園減価－８０％

物件７・・・ゴミ集積所減価－９０％

物件８・・・ゴミ集積所減価－９０％

物件９・・・消火栓用地減価－９０％

ウ 地積：登記数量を採用した。（物件１～４，物件６～９は，Ａの共有持分である。）

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（－２０％，建物取り壊し費用及びアスベスト対策費用等を考量した，物件５）

② 物件10（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
10	280,000	95.63	0.035	937,000
	40,000	約11	0.333	147,000

ウ 現価率：既存部分

築後経過年数約31年，経済的残存耐用年数約0年，残価率5%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \text{定額法による率} \times (1 - \text{観察減価率}^*) \\ &= 0.05 \times (1 - 0.3) \\ &= 0.035 \end{aligned}$$

*▲30%（P11保守管理の状態欄記載内容を考量，コーナー出窓及び建物の形状がL字型で耐震性に劣り建物傾きリスクを考量，和室1及び洋室1に大量の衣類等が置かれており，床等の一部の状況の確認が出来なかったことを考量）

：増築部分

築後経過年数約20年，経済的残存耐用年数約10年，残価率5%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \text{定額法による率} \times (1 - \text{観察減価率}^{**}) \\ &= 0.37 \times (1 - 0.1) \\ &= 0.333 \end{aligned}$$

**▲10%（P11保守管理の状態欄記載内容を考量）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
5	1,360,000	35%	法定地上権	476,000

イ 土地利用権等割合：物件5につき物件10に対して土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,000	—	/	1.0	0.7	10,000 (最低金額)
2	23,000	—	/	1.0	0.7	20,000
3	1,000	—	/	1.0	0.7	10,000 (最低金額)
4	1,000	—	/	1.0	0.7	10,000 (最低金額)
5	1,360,000	-476,000	/	1.0	0.7	620,000
6	15,000	—	/	1.0	0.7	10,000
7	1,000	—	/	1.0	0.7	10,000 (最低金額)
8	1,000	—	/	1.0	0.7	10,000 (最低金額)
9	1,000	—	/	1.0	0.7	10,000 (最低金額)
10	1,084,000	+476,000	—	0.9	0.7	980,000
一 括 価 格 (合 計)						1,690,000

ウ 占有減価修正：特に必要ない。

エ 市場性修正：サンルームが建物認定されなかった場合のリスクを考量した
－10%（物件10）

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

1 基準地価格（山武（県）－12）

所 在：山武市松尾町高富字野内1473番2

価 格：9,600円/m²

位 置：JR総武本線「松尾」駅の南東方約1.5kmに位置する

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：1,016m²

供給処理施設：水道，下水

接 面 街 路：南東側4.3m市道

用途指定等：非線引都市計画区域，用途無指定地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：中規模住宅と農家住宅が混在する農家住宅地域

第7 附属資料

1 目的物件の位置図（山武市役所白地図）

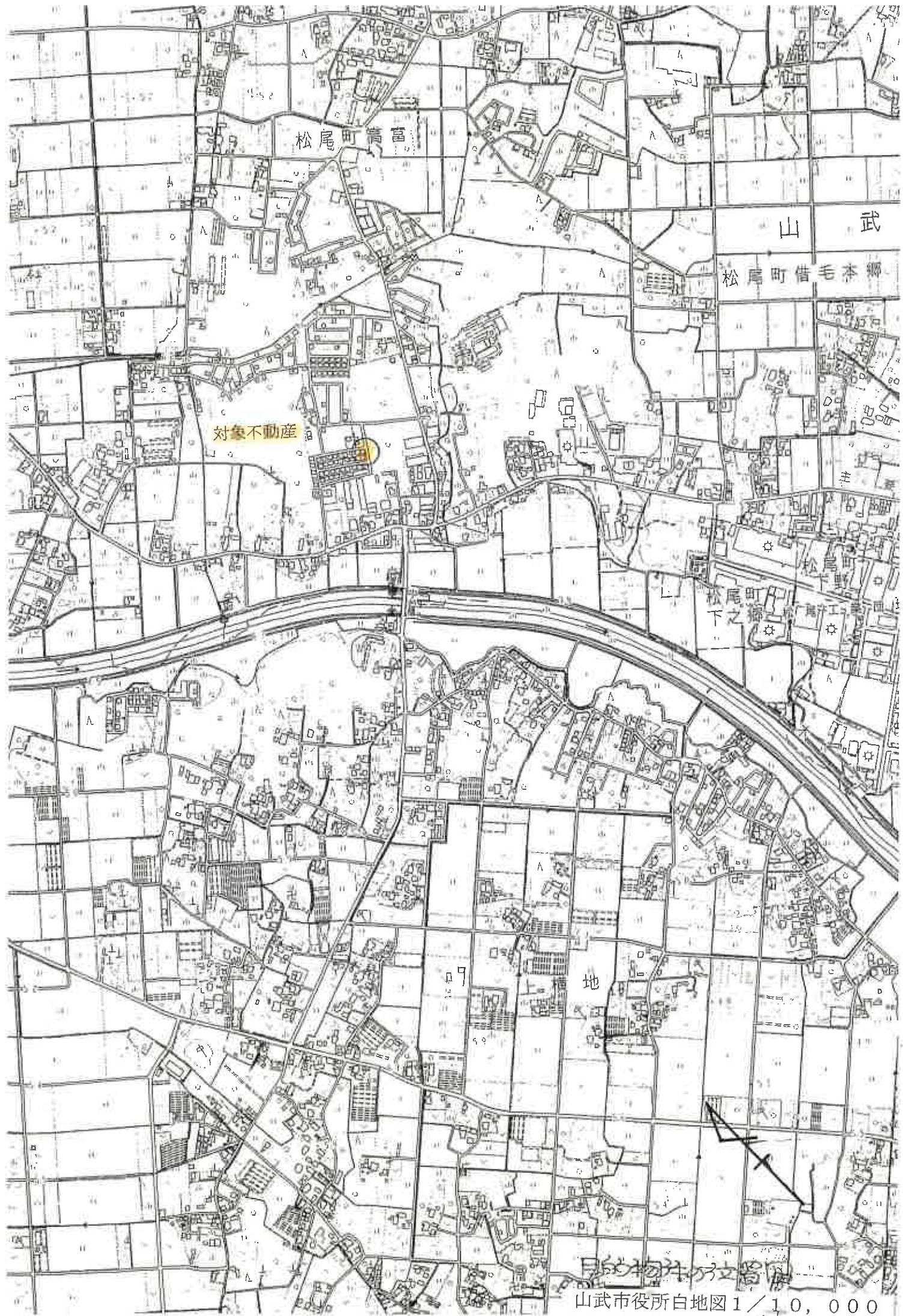
2 公図写

3 地積測量図写

4 建物図面・各階平面図写

5 （建物）間取図

以 上



松尾町高富

山武

松尾町借毛本郷

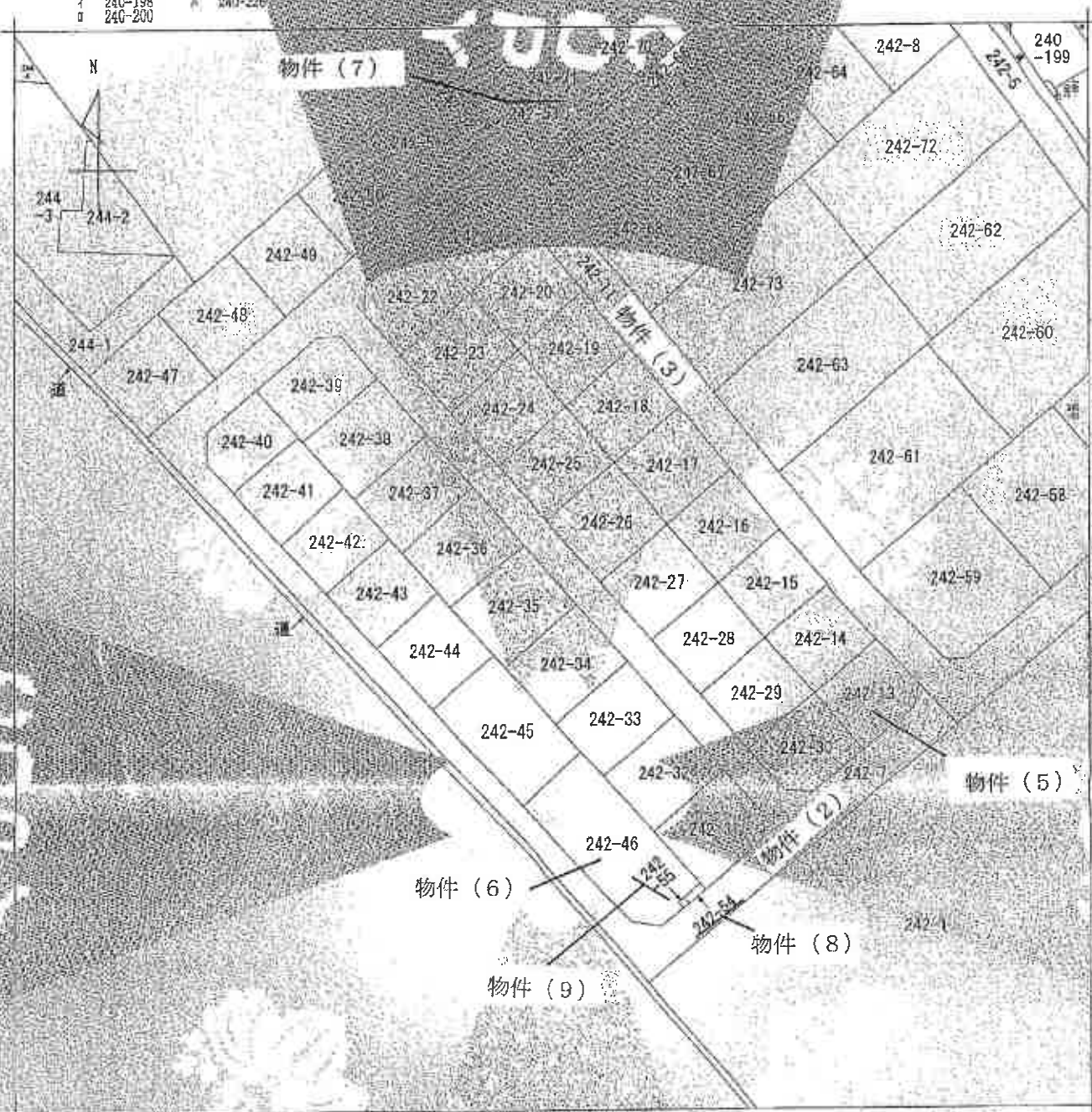
対象不動産

松尾町下之郷

地

山武市役所白地図

山武市役所白地図 1 / 10,000



（注）本図に示す図面は、土地の区画を形成した不動産登記簿上の内容が真に判じられるものであり、これに代わるものとして購入付け
られたる図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面である。

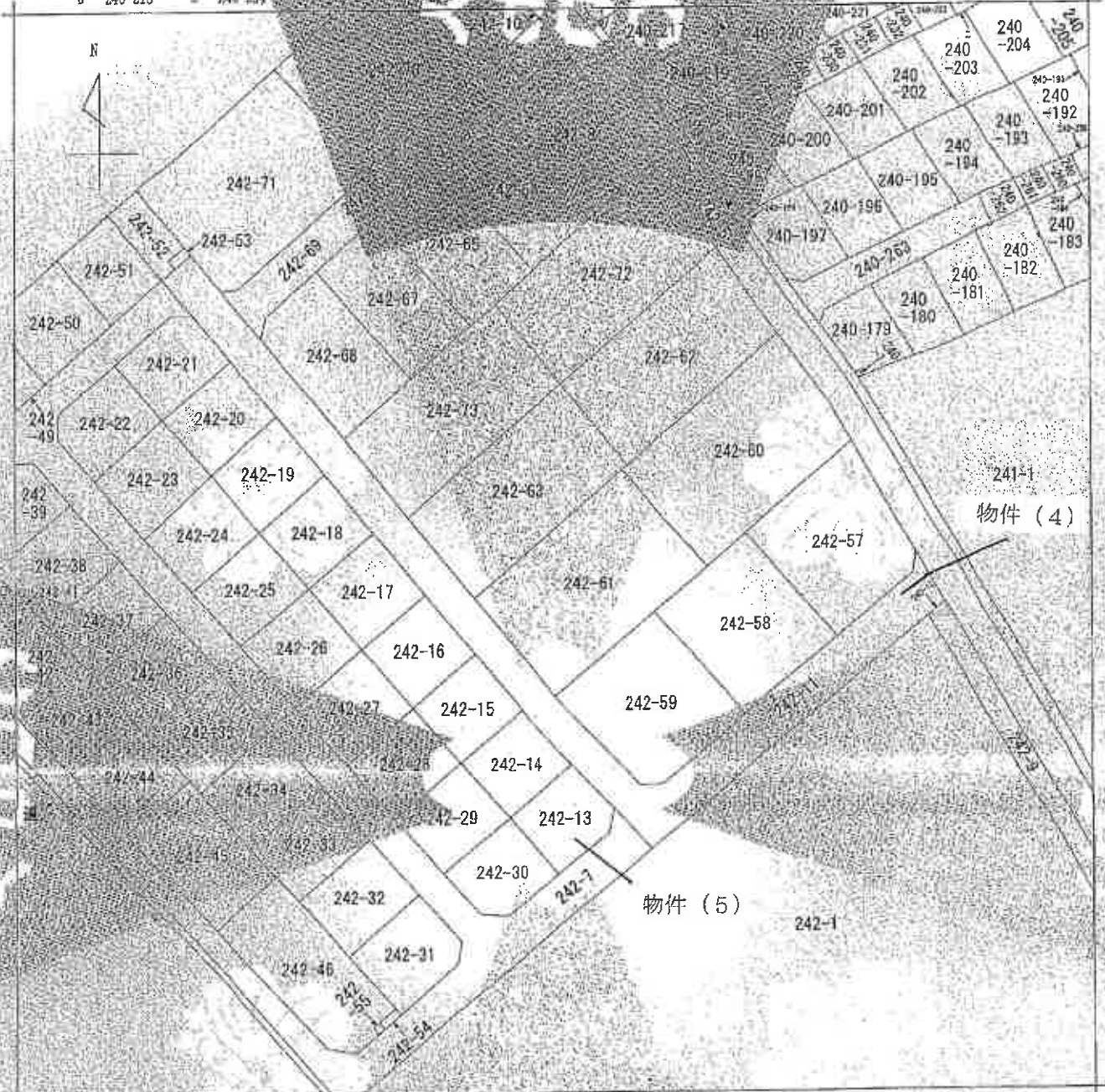


地番	所在	山武市松尾町高富田馬渡字下野			地番	242番7
出幅	幅尺	積込	積込	積込	種類	旧土地台帳附属地図
作成	年月日					

これは地図に準じた図面を印刷したものであり、
(千葉県地方務局東金出張所印)
令和7年9月26日
東京法務局 印



A3判をA4判に縮小
コピーした事に留意



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明示した上で、敷地境界線に準じて面積が補え付けられたものであり、これに代わるものとして備え付けられていない図面は、土地の位置及び形状の概略を記載した図面である。

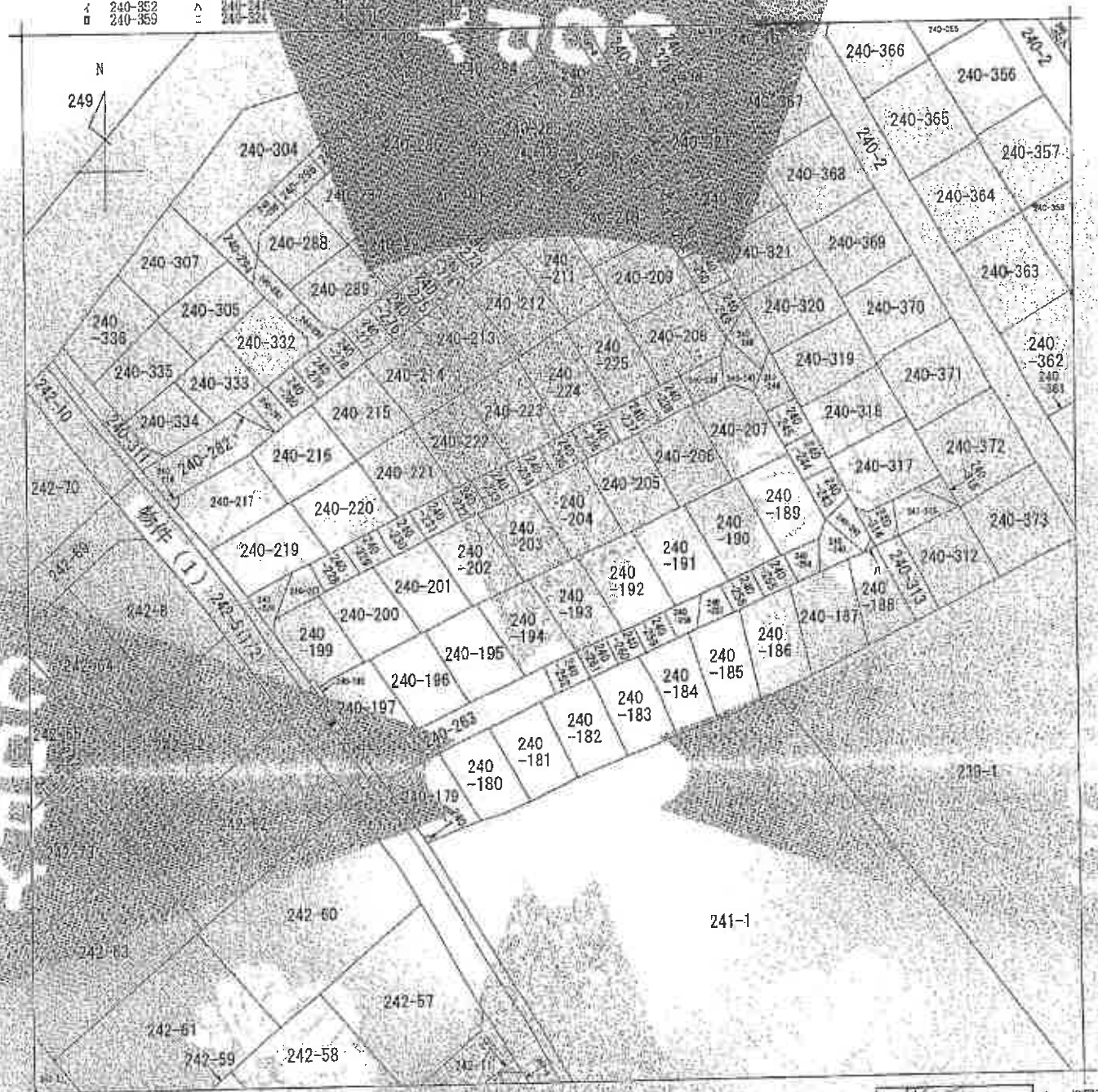
地番区域見出し
松尾町高富旧属地

請求 区分	所在地	山梨市松尾町高富旧属地第1野		地番	242番地		
出力 形式	縮尺不明	精度 区分		備考 事項	備考 事項	種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日							

これは地図に準ずる図面に記録され、
〔千葉県地方務局東金出張所保存〕
令和7年9月26日
東京法務局より印刷

A3判をA4判に縮小
コピーした事に留意

1 240-352 △ 240-241
 2 240-359 ○ 240-242



(注) 地図に示される図面は、土地の区画を明確にし、不動産登記簿等の地図が提出されるまでの間、これに代わるものとして機能させられている図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

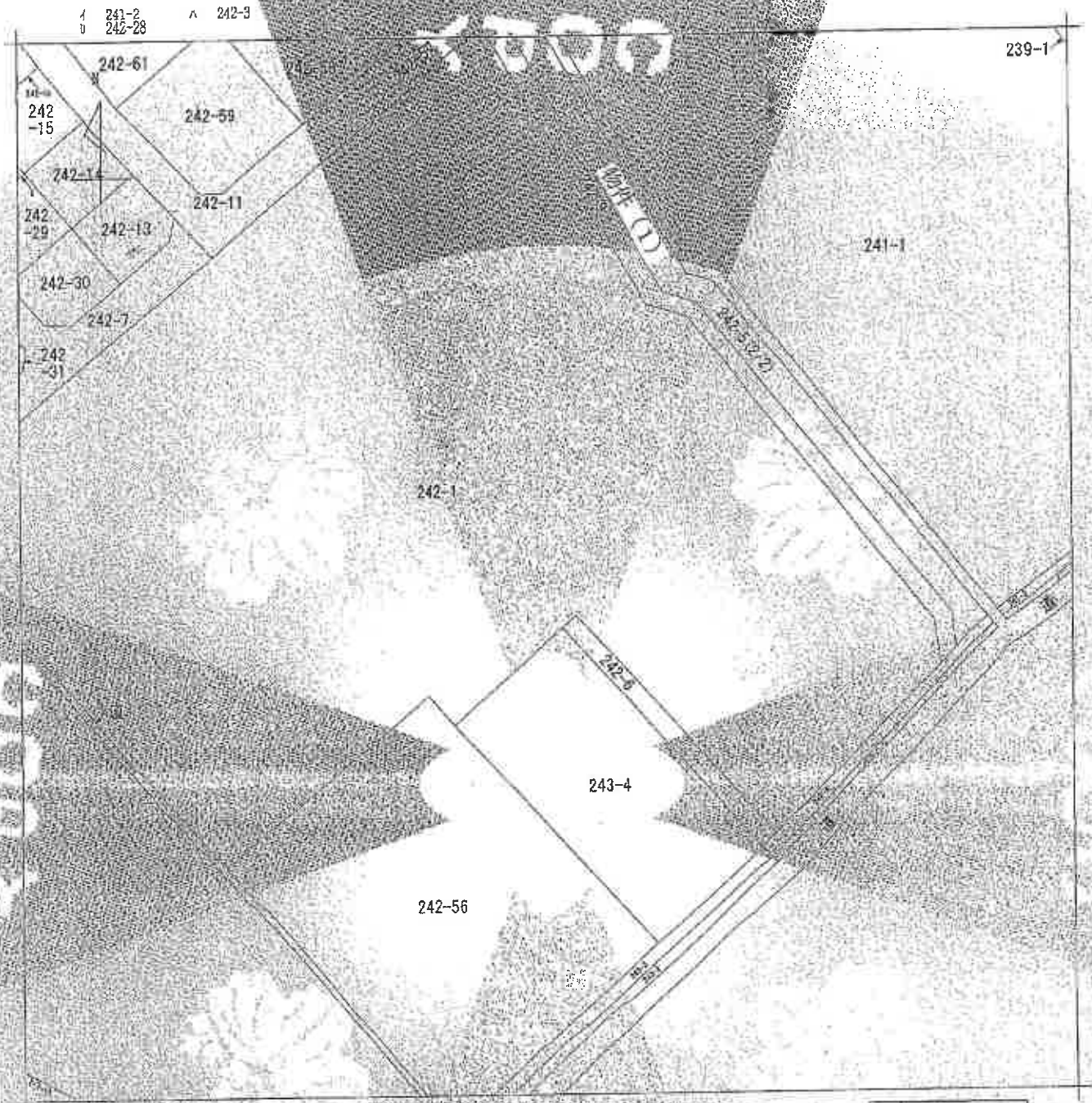
A 松尾町高富旧馬渡

松尾町高富旧馬渡

請求部分	所在	山形市松尾町高富旧馬渡字下野		地番	242番5
出力種別	補欠不明	精度区分	座標系 平面座標 法測系 1113号	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					

これは地図に準ずる図面に記録され、
 (千葉地方法務局東金出張所)より
 令和7年9月26日
 東京法務局中野出張所より

A 3判をA 4判に縮小
 コピーした事に留意



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にした不動産登記簿の地図が優先される。これに代わるものとして添え付けられていない図面は、土地の位置及び形状の正確を記載した図面である。

地番区域図

松尾町高富旧馬渡

A 松尾町高富旧馬渡

請求部	所在地	山武市松尾町高富旧馬渡字下野			地番	242番5
出力種別	縮尺不明	精度区分	座標系 番号又は記号	用途区分	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日						

これは地図に準ずる図面に記録
 (千葉地方法務局東金出張所直轄)
 令和7年9月26日
 東京法務局中野支店

A3判をA4判に縮小
 コピーした事に留意

登録年月日：平成3年10月16日

181333

地積測量図

3,10,16

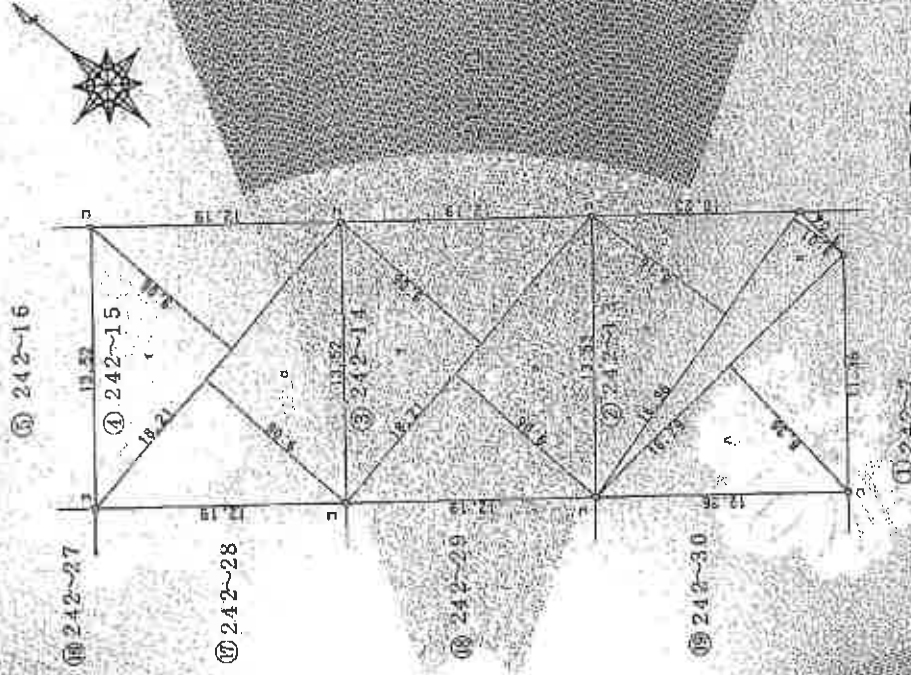
242-1(セ) 山武市 尾高町富田馬渡字下野

物件(5) 三斜求積表

地番	長さ	高さ	積
1	14.96	0.16	138.3926
2	15.36	0.31	51.0496
3	12.70	0.30	140.3644
		合計	329.8076
		面積	164.9038

地番	長さ	高さ	積
4	13.21	1.06	164.9826
5	18.21	0.05	164.9826
		合計	329.9652
		面積	164.9826

地番	長さ	高さ	積
6	16.21	0.06	164.9826
7	16.31	0.05	164.9826
		合計	329.9652
		面積	164.9826



境界線の表示
コンクリート杭

作製者
士

縮尺 250

A3判をA4判に縮小

コピーした事に留意

登記年月日：平成7年4月12日

三井不動産株式会社
〒東京都港区新橋2-1-1
三井不動産株式会社 営業部
令和7年9月26日 東京法務局

各階平面図 58798

物件(10)

242-13

建物図面
各階平面図

NO.21

242-13

山武市 高富旧馬渡字下野242番地13

建物の所在

床面積

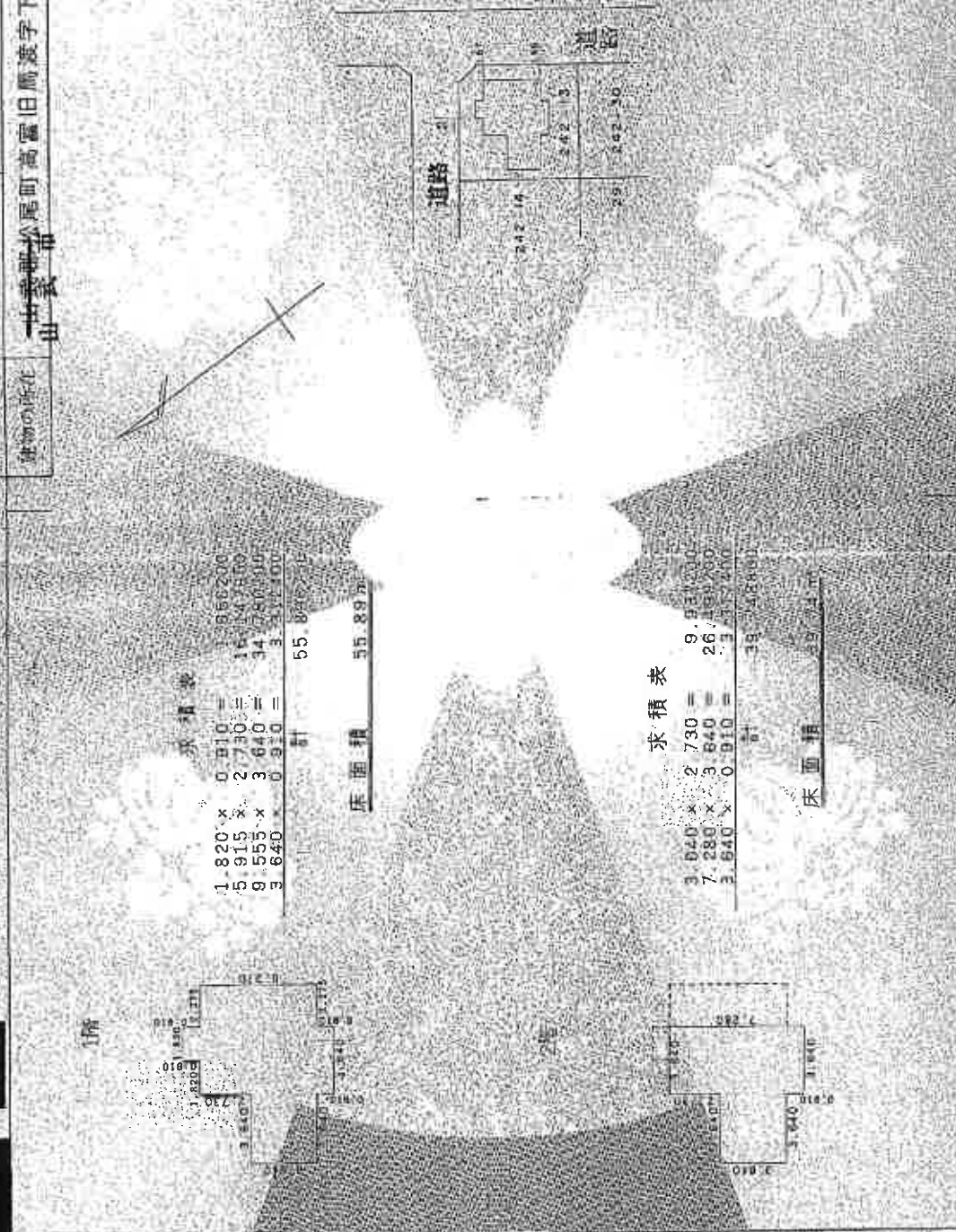
1.820 x 0.910 =	1.656200
5.915 x 2.730 =	16.147950
9.555 x 3.640 =	34.780200
3.640 x 0.910 =	3.312400
計	55.896550

床面積 55.896550

求積表

3.640 x 2.730 =	9.937200
7.280 x 3.640 =	26.511200
3.640 x 0.910 =	3.312400
計	39.760800

床面積 39.760800



作製者

山武市

242-13

500

A3判をA4判に縮小

コピーした事に留意

請求番号：25-11



間取図